

唐津市民応援商品券事業運営業務

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、唐津市が発注する「唐津市民応援商品券事業運営業務」（以下「本業務」という。）を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策として市民1人当たり1万円分の商品券を配布するもの。

3 業務概要

(1) 業務名

唐津市民応援商品券事業運営業務

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 見積上限額

金1,200,869,306円

（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

[内訳] 商品券の券面額分：1,126,280,000円（非課税）

事務費分 : 74,589,306円

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年2月1日（月）まで

4 参加要件

(1) 応募者は、1者単独の事業者又は複数の事業者で構成される企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(2) 1者単独で応募する場合は、唐津市内に本店又は支店を置く法人であること。

(3) 共同企業体による応募の要件は、次のとおりとする。

ア 応募及び事業に必要な諸手続を一貫して担当する構成員（以下「代表企業」という。）をあらかじめ定め、代表企業及び各構成員の役割や業務分担等を明確にしたうえで、構成員間で共同企業体協定書を締結し、市へ提出すること。

イ 共同企業体の構成員は、全て法人であって、構成員に1者以上の市内に本店又は支店を置く事業者が含まれていること。

ウ 応募後の連絡及び選定後の協議は、代表企業を中心に行うこととするが、当該業務の履行に際し、共同企業体の構成員全てが連帶責任を負うこと。

エ 応募後の代表企業及び構成員の変更は、原則として認めない。

オ 提案募集に関する構成員の重複参加は、認めない。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（応募者が共同企業体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。）。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

（ア）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

（ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 国税及び地方税の滞納者

エ 次に該当する者

（ア）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与してい

ると認められる者

- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) 関係法令を遵守すること。

5 実施スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
質問の受付期限	令和8年2月2日（月）まで
質問の回答期限	令和8年2月4日（水）まで
参加表明書の受付期限	令和8年2月4日（水）まで
プロポーザル審査書類受付期限	令和8年2月9日（月）まで
形式審査	令和8年2月9日（月）
形式審査の結果通知	令和8年2月10日（火）
審査（プレゼンテーション等）の開催	令和8年2月12日（木）（予定）
プレゼンテーション審査結果通知	令和8年2月13日（金）（予定）
契約締結	令和8年2月17日（火）（予定）

6 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書【様式第2号】

(2) 受付期限

令和8年2月2日（月）午後5時 [必着]

(3) 提出方法

ア 提案書作成等について質問がある場合は、電子メールにより質問書を提出すること。

イ 電子メールの件名は、「プロポーザル質問（商品券）」と入力すること。

ウ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

エ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

(4) 提出先

唐津市商工観光部商工振興課

電話番号 0955-72-9141

電子メール syoukou@city.karatsu.lg.jp

(5) 回答方法

ア 提出された質問事項を集約し、回答一覧を参加表明書提出者全員へ令和8年2月4日（水）までに電子メールにより回答する。

イ 電子メールは、質問書に記載されたメールアドレス宛に送信する。

ウ 回答にあたっては、質問者名等は公表しない。また、提案についての考え方と解されるもの等については回答しないことがある。

エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。

(6) 質問書の取扱いについて

質問への回答内容については、本実施要領及び仕様書など、配布した提供資料の追加又は修正として取り扱うこととする。

7 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザル参加希望者は、次の要領で参加表明すること。

(1) 提出書類

唐津市民応援商品券事業運営業務プロポーザル参加表明書【様式第1号】

(以下「表明書」という。)

(2) 受付期限

令和8年2月4日（水）午後5時〔必着〕

(3) 提出方法

ア 電子メールにより表明書を提出すること。

イ 電子メールの件名は、「参加表明（商品券）」と入力すること。

ウ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

(4) 提出先

唐津市商工観光部商工振興課

電話番号 0955-72-9141

電子メール syoukou@city.karatsu.lg.jp

(5) 表明書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(6) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、審査により最優秀者が選定されるまでは、その旨を記述した参加辞退届（任意様式）の提出により辞退を認める。

8 提案書等の提出

表明書を提出した者は、次に記載する提案書等を提出すること。

提出書類		提出部数
(1)	提案書1：「企画提案書」	9部
(2)	提案書2：「実施体制図」	9部
(3)	提案書3：「費用積算内訳書」	9部
(4)	提案書4：「会社概要」並びに「業務実績」	9部
(5)	法人登記に係る履歴事項全部証明書	1部
(6)	市区町村民税について未納がないことを証明できる書類 (所在市区町村が発行する完納証明書等)	1部

(7)	法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことを証明できる書類（国税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」又は「その3の3」）	1部
(8)	誓約書【様式第3号】	1部
(9)	役員名簿【様式第4号】	1部
(10)	共同企業体協定書【任意様式】※共同企業体の場合	1部

※ (5)～(7)については、表明書提出時の現状を証明するものであり、かつ、交付後3か月以内のもの（写し可）に限る。

9 提出内容及び作成要領

(1) 提案書の内容及び様式（提案書1～4）

原則としてA4版とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、イラスト等の注釈や説明書きについては、この限りでない。

また、記載様式は特に指定しないが、仕様書等の内容を踏まえ、容易に理解できるよう、分かりやすく見やすいものを作成し、片面印刷とすること。

ア 提案書1：「企画提案書（15ページ以内とする。）」に盛り込むべき内容

(ア) 業務概要

別紙委託業務仕様書中の「5 業務内容」を踏まえ、業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。

(イ) 企画内容

別紙「唐津市民応援商品券事業運営業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「5 業務内容」に示す項目を参考に項目整理し、企画提案の具体的な内容等について記載すること。また、提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること。

(ウ) スケジュール

全体スケジュール及び業務の進行管理について記載すること。

イ 提案書2：「実施体制図」に盛り込むべき内容

- (ア) 企画提案を遂行する業務実施体制（人員配置を含む。）について記載すること。
- (イ) 共同企業体により応募する場合は、全事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確に記載すること。
- (ウ) 業務の一部を再委託する場合は、再委託事業者を明らかにし各々の役割分担を明確に記載すること。

ウ 提案書3：「費用積算内訳書」に盛り込むべき内容

本業務の履行に要する経費を全て盛り込んで委託契約額の上限の範囲内を見積もること。

- (ア) 見積額の内訳が分かるように、項目ごとの内訳、単価、数量・人数等を記載すること。
- (イ) 消費税相当額及び地方消費税相当額を記載すること。

エ 提案書4：「会社概要」及び「業務実績」

- (ア) 会社の概要及び業務内容等を記載すること。
 - (イ) 類似する業務の実績、実施時期、概要を記載すること。
- (2) 提案書記入上の注意事項（提案書1～4）
- ア 提出書類に使用する文字は、分かりやすく見やすい文字を使用すること。
 - イ 文字色等の指定はないが、分かりやすく見やすい提案書を作成すること。
 - ウ 提案書については、各ページの下段中央部にページ番号を記載すること。

10 提案書等の提出方法

(1) 提出方法

持参又は郵送、配送（一般書留郵便など配達の記録が残る方法に限る。）のいずれかで提出すること。

(2) 提出期限

令和8年2月9日（月）午後5時必着

提案書等を持参する場合は、唐津市の閉庁日を除く午前9時から午後5時ま

での間

(3) 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市商工観光部商工振興課

(4) 提案に係る費用負担

提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案書等の取扱い

ア 提案書等提出後における提案書記載内容の追加及び変更は原則認めない。

イ 提出された提案書等は、一切返却には応じない。

ウ 提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

11 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には、該当者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

(1) 本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合

(2) 唐津市民応援商品券事業運営業務委託プロポーザル審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）に直接又は間接を問わず、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(4) 本実施要領に定める様式によらない場合

(5) 提出方法、提出先及び提出期限に適しない場合

(6) 参加表明書、提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(7) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載がされた場合

(8) 本実施要領の見積上限額を超える見積金額が提案された場合

(9) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年唐津市告示第59号）別表第1から別表第3までの各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する行為が認められた場合

12 審査方法

(1) 形式審査

- ア 提出された書類に不備がないか事前に審査する。
- イ 形式審査の結果については、参加表明書提出者全員に対し書面にて通知する。
- ウ 審査に対する問い合わせ又は異議の申し立ては、一切応じないものとする。

(2) 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時及び会場

令和8年2月12日（木）

時間、場所は別途通知する。

イ プrezentationを行う順番

提案書等の受付順とする。ただし、提案書等の到着が同日同時刻の場合は、提出者の五十音順とする。

ウ 審査内容

プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容に基づくものとし、提案書でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点について説明し、15分以内で分かりやすくプレゼンテーションを行うこと。続いて、審査委員から質問を行うので、明確に回答すること。ヒアリングの時間は15分以内とする。

エ プrezentationの際に使用するモニター（HDMI 対応）は、本市で準備するが、その他必要な機器は参加者において用意すること。

オ プrezentation参加者は、3名までとする。

カ プrezentationは、一般非公開とし、内容は録音する。

キ 特別な理由がなく、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とみなす。

(3) 評価方法

次のとおり審査採点し、最優秀者及び優秀者を特定する。

ア 審査採点機関

審査委員が評価採点を行う。

イ プロポーザルの参加要件が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載をした者については、参加要件を無効とし、審査採点の対象としない。

ウ 評価採点方法

- (ア) 審査は、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより構成する。
- (イ) 審査委員が、審査基準項目ごとに審査し、合計する。
- (ウ) 各審査委員の審査点を合計し、得点順位により、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する（応募者が1者のみの提案の場合においても、評価の点数が一定以上であれば最優秀者として特定する。）。
- (エ) 最高得点を取得した者が複数者ある場合は、「提案内容評価」の採点項目の合計得点が最も高い者を最優秀者として特定する。なお、同点の場合は、審査委員による投票とする。

エ 審査基準項目及び配点表

評価の点数については合計100点満点とし、得点配分については次のとおりとする。

審査基準項目	配点
1 提案書、プレゼンテーション	20点
2 提案内容評価	60点
① 業務実施体制、業務行程、業務実績	20点
② 商品券の管理、換金	20点
③ 市民及び取扱店舗対応、広報	20点
3 價格	20点
合計（1+2+3）	100点

13 結果通知

審査の結果については、審査対象者全員に対し書面により通知するとともに、唐津市ホームページにおいて最優秀者名を公表する。

なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めることが及び審査結果について一切の異議申し立てはできないものとする。

14 仕様の調整

最優秀者と唐津市との間で、契約を締結するための仕様等の調整を行い、契約内容を確定する。

15 見積書の提出

最優秀者は、前記の「仕様の調整」で調整した仕様に基づき、契約を行うための正式な見積書を提出する。

16 契約締結等

最優秀者を契約の相手方とし、唐津市長と契約書を取り交わし、契約を締結する。その者との契約が成立しない場合は、次点となった優秀者と契約締結交渉を行う。

17 契約の履行

契約相手方の業務責任者は、唐津市商工観光部商工振興課と連絡を取りながら、業務を遂行する。

18 事務局

唐津市商工観光部商工振興課（担当：吉村、田辺）

電話番号 0955-72-9141

ファックス番号 0955-72-9182

電子メール syoukou@city.karatsu.lg.jp